

# 障害区分表と参加できる種目

障害区分	番号	自由形					平泳ぎ					背泳ぎ					バタフライ					個人メドレー					オープン	5分間	宝物					
		25M	50M	100M	200M	400M	25M	50M	100M	200M	400M	25M	50M	100M	200M	400M	25M	50M	100M	200M	400M	75M	100M	150M	200M	400M				25M	S&W	拾い		
<b>肢体不自由者 (I) 切断・機能障害者</b>																																		
手部切断	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
片前腕切断, 片上肢不完全	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
片上腕切断, 片上肢完全	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
両前腕切断, 両上肢不完全	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
両上腕切断, 両上肢完全, 片前腕・片上腕切断	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
片下腿切断, 片下肢不完全	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
片大腿切断, 片下肢完全	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
両下腿切断, 両下肢不完全	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
両大腿切断, 両下肢完全, 片下腿・片大腿切断	9	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○
片上肢・片下肢切断, 片上肢・片下肢不完全	10	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○
多肢切断, 片上肢・片下肢完全, 両上肢不完全・両下肢不完全	11	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○
体幹	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
<b>肢体不自由者 (II) 脳原性麻痺以外で車椅子使用者</b>																																		
第7頸髄まで残存	13	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○				
第8頸髄まで残存	14	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○				
下肢麻痺で座位バランスなし	15	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○				
下肢麻痺で座位バランスあり	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	○
<b>肢体不自由者 (III) 脳原性麻痺者 (脳性麻痺, 脳血管疾患, 脳外傷など)</b>																																		
四肢麻痺(車椅子常用), 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	17	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○				
両下肢麻痺, 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	18	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○				
片側障害で片上肢機能全廃	19	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○				
その他の片側障害で走不能	20	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
その他	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○
<b>肢体不自由者 (IV) 浮き具使用者</b>																																		
浮具使用 (重度の四肢体幹機能障害をもつ者)	22	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○				
<b>視覚障害者</b>																																		
視力0から光覚弁まで	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
視力手動弁から0.03まで, 視野5度以内	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
その他	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
聴覚・平衡機能障害, 音声・言語機能障害, そしゃく機能障害	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
療育手帳所持者	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
<b>内部障害者</b>																																		
I (心臓機能障害を除く)	28	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○				
II (心臓機能障害)	29	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○				
精神障害者保健福祉手帳所持者	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○				
障害のない人	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○				

**【注意】**

- 完全とは、上肢または下肢の3大関節 (肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいいます。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいいます。
- 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のものをいいます。(脊柱側湾症など)
- 関節離断の場合は、上位の部位の切断として扱います。肘関節の離断は上腕の切断となります。指および手のひらの切断は手部切断となります。
- 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上 (多肢) や両上肢が6級以上の認定を受けていなければなりません。
- 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になります。背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス有り」と判断します。
- 肢体不自由者 (II) で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入ります。
- 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいいます。
- 浮具使用の浮具とは、浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘルパーなどをいいます。
- 視力は両眼の和ではなく、矯正後の良い方の視力です。
- 障害区分のスタートは、水中スタートをしなくてはなりません。